

総財調第24号
令和元年9月27日

各都道府県知事 殿
(病院担当課扱い)

総務省自治財政局長
(公印省略)

地域医療構想の取組の推進について

平素より、地域医療の確保にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、昨日開催された「第24回地域医療構想に関するワーキンググループ」において、厚生労働省より、

- ・ 具体的対応方針の再検証の要請に係る診療実績の分析方法等
- ・ 具体的対応方針に係る再検証の要請等、診療実績データ分析等の活用

について説明がなされた上で、個別の公立・公的医療機関等に係るデータの分析に基づいて再検証要請をする医療機関の考え方、今後の進め方について、了承がなされたところです。

これは、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。」とされたことを受け、厚生労働省において検討が重ねられてきたものです。

今回の分析は、全国一律の基準により行われたものであり、その結果が、公立・公的医療機関等の将来に向けた方向性を機械的に決定するものではなく、また、今回の分析方法だけでは判断しえない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くし、合意を得ることが重要であるとされているものです。

公立病院を取り巻く経営状況は厳しく、再編・ネットワーク化等経営改革を進めることが必要です。あわせて、医師の地域偏在・診療科偏在の解消や医療従事者の働き方改革も急務となっています。

今後、再検証等を行うにあたっては、地域の実情を十分に踏まえた議論が行われることが重要であり、国と地方が共通の認識を持って地域医療構想等の取組を進めることが必要です。このため、今後、国と地方が地域医療構想や医師の地域偏在対策等に関して議論し、地域の実情を踏まえた取組となるよう、地方三団体と厚生労働省及び総務省による協議の場を立ち上げる予定です。

少子高齢化が進展する中、地域医療構想の実現は必要なことであり、地方団体の皆様におかれては、この協議の場における議論等も踏まえ、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県域内の市区町村に対し、本通知の周知をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。